

令和4年度LINEを活用した教育相談 実施要項

1. 目的

近年、スマートフォンの普及に伴い若年層の多くがSNSをコミュニケーションの手段として用いており、電話やメールのみならずSNSを活用した相談体制の構築が求められている。そこで、いじめなど様々な悩みを子どもが直接相談しやすい環境を整え、子どもへの支援の充実を図るために、LINEを活用した教育相談を、府内の小学校・義務教育学校・中学校・中等教育学校・高等学校・支援学校に通学する児童生徒を対象に実施する。

2. 主催

大阪府教育センター

3. 実施内容

(1) 日程

- ・令和4年4月4日（月）～令和5年3月27日（月）の毎週月曜日（1月2日を除く）
- ・下記の特設日
令和4年4月7日（木）、4月8日（金）、5月10日（火）、8月21日（日）、8月30日（火）、8月31日（水）、9月1日（木）、令和5年1月10日（火）

(2) 時間

17時～21時（受付時間は20時30分まで。時間内に受信した相談は可能な範囲で対応）

(3) 場所

大阪府教育センターの指定する場所

(4) 対象

府内の小学校・義務教育学校・中学校・中等教育学校・高等学校・支援学校に通学する児童生徒

4. 実施方法

(1) 相談担当者

外部委託先の専門機関

(2) 児童生徒への周知

LINE相談窓口のQRコードを印字した印刷物を作成し、配付を各校に依頼（令和元年度から同一のアカウントを使用）

(3) 相談の流れ

- ・児童生徒はLINEアカウントを登録。相談日時・注意点などを自動応答で受信し相談を開始
- ・相談の継続が必要であれば教育センター「すこやか教育相談」や「24時間子供SOSダイヤル」等、他の相談機関を紹介

(4) 緊急事案の対応

府教育庁関係課、府子ども家庭センター、大阪府警察本部等へ連絡・対応依頼・情報提供等を行い、連携を図る。

5. 検証

- ・相談件数、相談内容、回答内容を分析し、SNSを活用する相談体制の有効性を検証
- ・検証結果をまとめ発信